

(資料 3)

知床国立公園知床半島先端部地区「利用の心得(案)」  
に関する一般からの意見募集について(お知らせ)

平成17年8月15日(月)

環境省自然環境局

東北北海道地区自然保護事務所

所 長 星野 一昭

次 長 吉中 厚裕

公園保護科長 藤森 貞明

環境省東北北海道地区自然保護事務所では、知床国立公園知床半島先端部地区の利用の適正化を推進するため、知床国立公園利用適正化検討会議の下に知床半島先端部地区作業部会を設置し、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の具体化の検討をしています。今般、同基本計画に基づく「利用の心得(案)」を作成したので、これを公表し、平成17年8月15日(月)から広く一般からの意見募集を行います。なお、提出された意見については、その概要を取りまとめて本年9月には知床国立公園利用適正化検討会議(作業部会)を開催し、公表する予定です。

1 意見提出手続

ア 知床半島先端部地区「利用の心得(案)」の入手方法等

下記の問い合わせ先で閲覧及び入手することができます。また、当該「利用の心得(案)」は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所ホームページ(<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/>)に掲載します。

・環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階 TEL:0154-32-7500

・環境省ウトロ自然保護官事務所

北海道斜里郡斜里町ウトロ東186番 TEL:01522-4-2297

・環境省羅臼自然保護官事務所

北海道目梨郡羅臼町湯の沢388番 TEL:0153-87-2402

イ 意見提出期間

平成17年8月15日(月)から8月31日(水)まで【8月31日(水)必着】

ウ 意見提出先及び提出方法

郵送：〒085-8639

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所

FAX：0154-32-7575

電子メール：E-HOKKAIDO@env.go.jp

(5) 今後の予定

- ・平成17年 8月 意見募集
- ・平成17年 9月 「利用の心得」の成案・公表予定

「先端部地区」の利用の適正化について、利用者はもとより地域住民、事業者、漁業関係者等に対しても、パンフレットの配布、ホームページの開設等の多様な手法や出版社、報道機関等のメディアの協力を得て、広報・周知の徹底を図っていくこととしています。

問い合わせ先

環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所  
北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階  
TEL:0154-32-7500  
FAX:0154-32-7575  
担 当 公園保護科

## 2. 共通事項

### (1) 安全管理に関する事項

#### ア. 事前準備

- ① 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。また、単独行動は避けること。
- ② 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入に際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ③ 万が一の海難、遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても、十分に検討しておくこと。
- ④ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

#### イ. ヒグマ対策

- ① 「先端部地区」は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、事前レクチャーでの注意事項を守ること。
- ② ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、事前レクチャーの際に立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ③ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場及び食料保管場を分けること。
- ④ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- ⑤ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- ⑥ エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ⑦ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- ⑧ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。(特にサケマス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。)
- ⑨ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- ⑩ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、無理をせずに引き返すこと。
- ⑪ ヒグマを目撃した場合は、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに利用後の連絡と併せて必ず報告すること。
- ⑫ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。(取られたものは取り返さないこと。) また、他の利用者の安全性確保のため、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに利用後必ず報告すること。

騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為は行わないこと。ただし、ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為はこの限りではない。

キ. ゴミ・排水、排泄物等の処理

- ① ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。
- ② 石けんや洗剤は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、無リンのものや生物分解可能なもの等環境への負荷が少ないものを使用すること。
- ③ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や食事に際して汚排水が出ないものを選定したり、使用後の食器はトイレトペーパーで拭く等自然環境への影響を少なくすること。
- ④ 水場の水質汚染防止のため、洗顔や歯磨き等は水場から50m以上離れた場所とすること。
- ⑤ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は以下のとおりとし、その場合でも使用した紙類は持ち帰ること。
  - i. 海岸では、満潮時の潮位より下の場所に、10～20cm程の穴を掘って埋めること。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。
  - ii. 山岳部では、水場となる場所や野営地など人の利用場所から50m以上離れた場所とすること。ただし、湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。

ク. その他

- ① 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干し、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ② 漁業施設である番屋に宿泊しないこと。
- ③ 埋蔵文化財等（竪穴住居跡、遺物等）に影響を与える行為（改変、収集・持ち出し等）を行わないこと。
- ④ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員等管理者の指導、指示に従うこと。

3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

「2. 共通事項」に加え、各利用形態に応じ以下の事項を遵守するものとする。

なお、以下の利用形態以外の「その他の利用」については、利用状況の把握を行い、必要に応じ、具体的な「利用の心得」を定めるものとする。

(1) 海岸トレッキング利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 海岸トレッキングでは、岸壁や急斜面の高巻き、濃霧等の悪天候、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にあることから、ある程度の岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、安全管理に関する必要な装備を携行すること。（ヘルメット、ザイル、地形図、コンパス等）

行動に影響を与えるような接近や追い回し、餌やり行為を行わないこと。

ウ. 漁業との軋轢回避

- ① 定置網の袋網（捕獲された魚が貯まる部分）に近づかないこと。
- ② 定置網付近には滞留せず、すみやかに通り過ぎること。
- ③ 作業中の漁船には、作業の邪魔になったり危険のため、不用意に近づかないこと。

エ. その他

- ① ウトロ漁港、相泊漁港、文吉湾等漁港施設は緊急避難以外には利用しないこと。
- ② 出発地と帰着地の場所、ルート上の危険箇所、ヒグマ生息状況、上陸場所の適否、野営場所等の情報について、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

(4) 河口部サケ・マス釣り利用に関する事項

ア. 原則

- ① 渡船によるサケ・マス釣り利用は、現状程度以下に抑えることを基本として、限定された場所で決められた「釣り場」の区域内とする。（場所及び釣り場区域は別途調査を進め、調整の上定める。）
- ② 釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は、徒歩の場合は一人で持参して帰還できる程度以下、渡船の場合も一人で持参して帰還できる程度（船釣りでは一人につきクーラー1個、沿岸河口部でのサケ・マス釣りでは、一人につきシロザケ5匹、カラフトマス10匹）以下とし、魚卵のみの捕採は行わないこと。
- ③ 日帰り利用とし、緊急避難以外の宿泊・野営は行わないこと。
- ④ 渡船による河口部サケ・マス釣り利用は、親魚の遡上確保等資源保護のため、毎年9月末日までとすること。

イ. ゴミ処理

残飯等の生ゴミ及び釣り魚やその残滓等は、全て持ち帰ること。

ウ. 騒音

拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。

(5) 動力船による海域利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ② 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。（浅瀬等）

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生鳥獣保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近や追い回し、餌やり行為を行わないこと。
- ③ 航路が決まっている観光船等の船舶については、海棲哺乳類（クジラ、イルカ、